

社会福祉法人久野保育園役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人久野保育園の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 当法人の役員及び評議員は非常勤勤務とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事長が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(支給の方法)

第6条 役員、評議員への報酬の支給は、各翌月末日までに、銀行振込で支給する。

2 実費弁償費の支給は、当日現金で支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬(日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	5,000円 (源泉所得控除後)	市内 1,000円 市外 実 費

別表2

名 称	報 酬(日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	5,000円 (源泉所得控除後)	市内 1,000円 市外 実 費

別表3

名 称	報 酬(日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事長・理事及び評議員業務報酬等(日額)	5,000円 (源泉所得控除後)	市内 1,000円 市外 実費
監事監査指導報酬等 (日額)	5,000円 (源泉所得控除後)	市内 1,000円 市外 実 費

別表4

宿泊費	報 酬(日額)	その他
一泊15,000円 を限度とする	10,000円 (源泉所得控除後)	実 費

細則

(鉄道運賃)

小田原市域外で、1路線片道100km以上の旅行をする場合には、次のとおりとする。

- ① 特別急行列車を運行する路線による旅行の場合には、特別急行料金を支給する。
- ② 座席指定料金を徴する客車を運行する路線による旅行の場合には、座席指定料金を支給する。
- ③ グリーン料金を徴する客車を運行する路線による旅行の場合には、グリーン料金を支給する。
- ④ 上記各号の料金は、窓口販売の料金とする。

(船賃)

船賃の料金は次の各号に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む、以下本条において「運賃」という）及び特別船室料金（これらのものに対する通行税を含む）並びに座席指定料金による。

- ① 運賃の等級を3階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃を支給する。
- ② 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃を支給する。
- ③ 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船による運賃を支給する。
- ④ 特別船室料金を徴する船舶（前号の規定に該当する船舶に限る）を運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃のほか特別船室料金を支給する。
- ⑤ 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃及び前号に規定する特別船室料金のほか座席指定料金を支給する。

(航空賃)

航空賃の額は、エコノミークラスの実費額とする。

(車賃)

小田原市域内での車賃は、1,000円とする。

(費用弁償)

小田原市域外において公共交通機関を利用し、1,000円未満の場合には、小田原市域内と同額の1,000円とする。